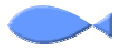


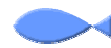
養殖瓦版

平成15年10月20日発行
(第3号)

発行：千葉県水産研究センター・養殖研究室
〒295-0024 千葉県南房総市千倉町平磯 2492
phone：0470-43-1111 fax：0470-43-1114



薬事法の改正と「OTC」の使用について



平成15年7月31日、薬事法が改正され、施行されました。千葉県水産研究センターでは、県内で海面養殖を行っている業者の皆様に、農林水産省が発行したパンフレット「水産医薬品の使用について 第17報」をお配りして、今回の改正点を説明させていただきました。お忙しいなか貴重な時間を割いてお会いしてくださり、魚病に関することのみならず、養殖業全般についてご教示下さった皆様に、この場を借りてお礼申し上げます。

今回の改正によって、未承認医薬品の使用が禁止されました。概要は、「水産医薬品の使用について」に記載されています。しかし、一読しても、養殖業の現場においてどのような影響があるのか、把握しづらい点があると思われます。これらの点につきましては、当センター養殖研究室までお気軽にご質問ください。ここでは、県内の海面養殖場においてビブリオ病や連鎖球菌症の治療に幅広く用いられている「OTC」を例にとり、解説します。

「OTC」は、塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする水産医薬品の通称です。7社から20種ほどの製品が市販されています。製品名には、「OTC」、「OTC散」、「テラマイシン散」などの語が含まれています。

しかし、水産医薬品として承認された製品であっても、全ての水産動物に対して使うことができるわけではありません。対象動物は、生物を分類するときに用いる「目」を単位として、定められています。「OTC」の対象動物は、すずき目・あゆを除くにしん目・うなぎ目・かれい目・くるまえびです。ぶり・まだい・まはたはすずき目、ひらめ・ほしがれいはいかれい目に分類されますから、これらに対しては使うことができます。しかし、これら以外の種類、例えば、かわはぎ・とらふぐ（ふぐ目）、かさご・こち（かじか目）、えぞあわび・くろあわび・めかいあわび（原始腹足目）などに対しては、使うことができません。

さらに、承認された種類に対して使う場合でも、目的や用法に制約があります。「OTC」は、ぶりが含まれるすずき目に対しては、ビブリオ病を治療するために使うよう、定められています。もし、ぶりの連鎖球菌症を治療するために使うと、違反になります。また、用法は経口投与ですから、薬浴や、水に溶いて傷口に塗り込む、といった使い方はできません。

難解なようですが、「水産医薬品の包装に書いてある、対象動物、用法・用量、休薬期間などを正しく守ることが義務化された」と理解していただければ、間違いのないと思います。

海面養殖場を巡回してお話をうかがったところでは、ほとんどの方が病気を出さない飼いを工夫して、水産医薬品の使用を最低限に抑えておられるようでした。薬事法の改正に先まわりして、消費者が求める「安心・安全な養殖魚介類」を生産する形になっています。今後は、前号で紹介したトレーサビリティ、すなわち生産物の履歴書の中で、この点をアピールしていくことが、販売戦略上ますます重要となってきます。